

議案第 28 号

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、
平成31年3月31日をもって青森県市町村職員退職手当組合から南黒地
方福祉事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合同規約を次のと
おり変更するものとする。

平成31年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

南黒地方福祉事務組合が平成31年3月31日をもって解散することに
伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について関係地方公共団体
と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290
条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約
青森県市町村職員退職手当組合同規約（昭和46年青森県知事許可）の一
部を次のように変更する。

別表第1中「南黒地方福祉事務組合」を削る。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。